

「体系」・「水準」の考え方について

(西東京市特別職報酬等審議会 答申(平成21年11月17日))

(1) 体系

- ① 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員は常勤職であり給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能である。その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適である。
- ② 特別職等の職員の格付け割合算出(例：市長年収／部長級職員年収)にあたっては、本市を除く類似団体8市の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値をもとに検討することが適当である。
- ③ 議員の報酬については、その法的性格は曖昧である。地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきである。

⇒「体系」の考え方

- ・「体系」とは、市における特別職報酬等の位置づけについての考え方です。
- ・常勤の一般職については、主事級→主任級→係長級→課長級→部長級のよう
に、その職責に応じた給与が支給される仕組みとなっています。
- ・しかし、特別職については、その報酬額をどう位置づけるのか、明確な基準は定められていませんでした。
- ・平成21年度答申の「体系」では、常勤一般職の部長級の年収を基準とし、これに設定倍率を乗じた額を特別職の年収額とするとの考え方が示され、以後、この考え方に基づき特別職報酬等の議論が行われてきたところです。

非常勤							常勤									
議員	0.80	常任委員長等	0.83	副議長	0.85	議長	0.95	基準(1.0)	1.03	常勤の監査委員	1.18	教育長	1.33	副市長	1.50	市長
	←		←		←		←	部長級職員	→		→		→		→	

(2) 水準

社会経済情勢及び市民感情を特別職等の職員の報酬等の水準値にどう反映させるかということに関して、一般職の部長級最高年収額を水準値として用いることは、当該年収が人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映しているため、結果的に、その時々を経済情勢、ひいては市民感情を一定程度反映していると考えられる。

また、現在の本市の財政状況については、楽観視できるというわけではないが、比較的安定した水準であるという感を得た。本市の財政状況が著しく悪化した際には、相応の見直しが必要であると考えられる。

⇒「水準」の考え方

- ・ 前述の「体系」は、市における特別職報酬の位置づけを整理した考え方ですが、「水準」については、この考え方における社会経済情勢・市民感情の反映に関する考え方（水準として妥当かどうか）になります。
- ・ 部長級の年収額を水準値とすることについて、答申では当該年収が人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映しているため、経済状況や市民感情を一定程度反映していると考え、としています。
- ・ 一方で、西東京市の財政状況が著しく悪化した場合には、国や都の勧告には表れない市独自の要因を考慮に入れるという考えから、相応の見直しが必要としています。